

(平成21年8月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 15 件

国民年金関係 6 件

厚生年金関係 9 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年11月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月から43年3月まで
私は、昭和42年5月に子供が生まれたため、国民年金保険料を1年分まとめて納付した。間違い無く保険料を納付したので、調べてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と短期間であるとともに、申立人は国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識が高かったことがうかがえる。

また、社会保険庁の記録（マイクロフィルム）によると、昭和42年度の欄には、いったん昭和42年4月から43年3月までの期間が納付済みと記録されているが、その後、46年に納付済みの記録が取り消され、42年4月から同年10月までの期間に訂正された記録があることから、申立期間についても、併せて納付したものと推認される。

さらに、それまで毎月納付していた国民年金保険料を、子供が生まれたため、1年分の保険料をまとめて納付したという申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から51年12月まで

A市B区役所で国民年金の加入手続を行い、夫の保険料と一緒に集金人に納付した。また、C市に転居した後も、市役所の職員と思われる人の集金で保険料を納付した。夫の納付が記録されているのに、私の記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年1月ごろに、A市B区役所へ国民年金の加入手続に向いたと述べているが、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、41年4月22日にD市で払い出されていることが確認でき、申立人に対し別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、A市B区役所及びC市に居住していたときに、国民年金保険料を区又は市の委託職員に夫婦二人分を一緒に納付していたと述べているが、市役所が保管している申立人の夫に係る国民年金被保険者名簿を基に、申立期間を含むその前後の期間について、夫の国民年金保険料の納付記録をみると、昭和36年4月から43年12月まではD市で、44年1月から52年3月まではC市で、それぞれ保険料を納付していることが確認でき、夫婦一緒に納付していたとする申立人の夫は、A市B区で保険料を納付した記録は無い。

さらに、申立人が居住していたC市は、被保険者名簿の索引欄に申立人の名前が記載が無く、申立人が国民年金保険料を納付した形跡が認められないとしている上、同市が保管している申立人の夫の国民年金被保険者個人票には、住基世帯情報欄に申立人の名前が記載されているものの、国民年金手帳

記号番号欄は空欄となっており、申立人がC市で国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

加えて、申立人の夫は、D市で納付記録がある期間については、両親が国民年金保険料を納付し、自分では保険料納付に関与していなかったとしており、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたD市においても、申立人が夫婦二人分の保険料をまとめて納付していたものとは考え難い。

このほか、申立人は、自分と夫の保険料を一緒にして、区役所又は市役所の集金人に納付したとするだけで、具体的な納付方法等の記憶が定かではない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 6 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 6 月から 53 年 3 月まで

私は、旅館を経営していた家庭に嫁ぎ、売上金の管理をしていた義父が、私達夫婦の国民年金保険料も納めてくれていた。未納期間の保険料をまとめて納付したことを聞いているので、申立期間が未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時、売上金の管理をしていた義父が、申立期間に係る国民年金保険料をまとめて納付してくれたと述べているが、そのことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は当該期間の国民年金保険料の納付に関与していない上、納付してくれたとする義父は既に死亡しているため当時の状況について証言が得られず、義父が納付した際の状況が不明である。

また、社会保険庁が保管する申立人の国民年金保険料の納付記録をみると、申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 55 年の時点では、60 歳到達時の前月までの納付月数が、5 年 4 月 2 日以降生まれの者の老齢基礎年金の受給資格期間である 300 月に満たない状況にあったが、55 年 6 月に、36 年 4 月から 43 年 5 月までの期間について特例納付することにより、上記の月数がちょうど 300 月となっている上、3 年生まれの申立人の夫についても、36 年 4 月から 49 年 1 月までの期間について特例納付することにより、当該年生まれの者の老齢基礎年金の受給資格期間である 276 月になっていることからみて、申立人の保険料を納付した義父は、申立人が受給資格を満たす期間について特例納付したと考えるのが自然である。

さらに、社会保険事務所が保管している申立人に係る国民年金被保険者名

簿には、第3回特例納付が実施されていた期間の最終日である昭和55年6月30日に保険料を納付した旨が記載されており、この日より後に特例納付を行えないことから判断して、申立人の義父は、社会保険事務所で記録されている期間以外の期間については特例納付を行っていないものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から52年9月までの期間及び53年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年4月から52年9月まで
② 昭和53年6月

私が20歳になった時に、両親が国民年金の加入手続きを行ってくれ、保険料は、両親、私、妻、弟の家族5人分を両親がまとめて納付してくれていた。未納期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、両親が申立期間の国民年金保険料の納付を行っていたと述べているところ、申立人自身は当該期間の保険料納付に関与していないため、両親が亡くなった現在、保険料の納付方法、納付した保険料の金額等の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和55年11月20日に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間の保険料は、時効により制度上納付することができない上、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の住所地の市役所が保管している国民年金被保険者名簿を見ると、申立人は、昭和55年10月21日に国民年金の加入手続きを行い、この時点で時効にかからない期間である53年7月から55年3月までの過年度保険料を納付していることが確認でき、国民年金の加入手続き当時の記録に不自然なところは無い。

加えて、申立人は、両親が家族5人分の国民年金保険料をまとめて納付してくれていたと述べているが、申立期間について、社会保険庁のオンライン記録を基に、この5人の年金加入状況をみると、申立人の妻は婚姻前の厚生

年金保険の被保険者期間であり、また、申立人の弟も厚生年金保険の被保険者であるなど、同居していた家族5人全員が国民年金の被保険者である期間は無く、その主張に不合理な点がみられる。

そのほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 7 月から 53 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 7 月から 53 年 2 月まで

私は、大阪万博が開催された昭和 45 年に、A 市役所の窓口で国民年金への加入手続を行った。加入後の国民年金保険料の納付については、専ら銀行窓口でこれを行い、市役所の窓口を利用することや町内会の集金によることも時折あった。また、未納があれば、督促状により保険料を納付するようにしており、過去の保険料をまとめて納付したこともあった。私は、加入後は欠かさず保険料を納付しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 45 年に国民年金の加入手続をしたはずであると主張しているが、社会保険事務所に保管されている国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、52 年 4 月 20 日に払い出されていることが確認できる上、社会保険庁のオンライン記録で複数の読み方で氏名検索を行っても申立期間に係る申立人に該当する記録は無く、また、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、45 年当時に申立人が国民年金に加入した形跡が認められない。

さらに、A 市では、保険料納付の方法が、昭和 49 年度に、それまでの印紙検認方式から納付書方式に変更されているところ、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 3 月までの期間は印紙納付方式であったにもかかわらず、納付書に現金を添えて保険料を納付する方法しか記憶していないなど、保険料の納付時期、納付金額及び納付方法についての記憶が曖昧である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年3月から57年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年3月から57年12月まで
当時勤務していた会社を辞めたことから、妻がA市役所B出張所において、国民年金の加入の手続きを行い、納付書を送付してもらうよう手配した。義母に資金援助をしてもらい、毎月妻がB出張所に出向き、保険料を納付していた。将来のことを思い、大変な時期であったが、妻と共に保険料を納めていた。未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の妻の国民年金手帳記号番号は、昭和51年4月26日に払い出されていることが確認できるが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間前後において払い出されていたことが確認できない。一方、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金の資格取得の処理が行われたのが、基礎年金番号制度に移行した平成9年1月1日以降となっていることから、申立期間当時は国民年金に未加入であったことが推認される。

また、申立人の妻が所持している年金手帳によると、昭和51年4月以降、第3号被保険者となる前の61年3月まで任意加入となっているが、申立人が会社を辞めた56年3月ごろに国民年金に加入しておれば、その妻も任意加入から強制加入に変更されるはずであるが、任意加入のままとなっており、申立内容とは符合しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年10月から2年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月から2年12月まで

私は、20歳になった時にはA市に住んでいたが、ちゃんと国民年金に加入し、昭和62年6月にB社で厚生年金に加入するまで国民年金の保険料を納付していた。また、B社を平成元年9月末に退職後、3年1月にC社に就職するまでの間も、A市役所のD出張所にて国民年金の加入手続をし、その後は1期か2期分ずつD出張所の窓口で現金納付をしていた。

加入手続については、当時アルバイトをしていた美容院の公休日の曇った日に自転車で行ったことを記憶している。

さらに、平成8年8月に退職後はE市に転居したが、C社を退職後も国民年金保険料を納付した。しかし、納付記録を確認したところ、B社を退職後、C社に就職するまでの間の国民年金保険料が未納となっていた。納付した際の領収証は紛失してしまったが、未納であるのは納得がいかないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとするA市では、同市で保管している国民年金被保険者台帳（紙台帳）から、申立人の台帳は確認できず、別途電子計算機システムにより管理している記録についても、申立人が平成8年に同市を転出しているため保存期限が経過していることにより確認することはできなかった。

また、転出先であるE市で保管している申立人に係る国民年金被保険者記録の得喪履歴記録により、平成8年8月26日に同市において、申立人の同市への転入に係る住所変更手続及び同年8月16日の国民年金再取得の手続が行われたことが確認できる上、同時に元年10月1日の資格取得及び3年

1月23日の資格喪失の手続も併せて行われたことが確認できる。

さらに、当該手続を行った平成8年8月26日の時点において、申立期間の国民年金保険料は、時効のため納付することはできず、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が納付したとする申立期間の国民年金保険料額（1期分として2か月分で7,500円余り）は、申立期間である平成元年度及び2年度の保険料額（月額8,000円から8,400円）と大きく相違している上、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 5 月 1 日から 32 年 3 月 11 日まで

A社で勤務していた当時、厚生年金保険の保険料を控除されていたことを覚えている。同社を退職する際に、厚生年金保険を脱退する手続きをした覚えは無い。脱退手当金の支給を受けた記憶も無いので、再度調査の上、記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後6ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和32年3月の前後2年以内に資格喪失した者6名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、6名全員に資格喪失日から2か月以内に支給決定がなされている。このことから、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者台帳に脱退手当金の給付記録が記されており、申立期間に係る被保険者資格喪失日から約1か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 10 月ごろから 45 年 1 月 5 日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。

昭和 44 年 10 月ごろから A 社に入社したが、45 年 1 月 5 日から厚生年金保険が適用となっている。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の複数の元同僚の証言から、申立人が同社に勤務していたことは推認できるものの、社会保険事務所が管理している同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立期間に申立人の氏名は確認できない。

また、同被保険者名簿によると、申立人の資格取得日は昭和 45 年 1 月 5 日であり、職業安定所が管理している A 社に係る雇用保険の記録によると、申立人の雇用保険の資格取得日は、厚生年金保険の被保険者資格の取得日と同日であることが確認できる。

さらに、申立人と同様の業務に従事していた元同僚からは、「同社における私自身の入社日と社会保険の資格の取得日は一致していない。」とする証言がある上、申立人及び当該元同僚と同様の業務に従事していた者として名前の挙がったほかの元同僚については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿において加入記録を確認することができない。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料も無い。

このほか、A 社は既に全喪しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 314

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年から 50 年ごろまで

昭和 47 年から 50 年ごろまでの期間に、4 トントラックの運転手として A 社に勤務した。主な仕事は、B 社の製品を岡山・広島・名古屋方面へ輸送することであった。

同じような雇用形態であった元同僚には厚生年金保険の記録があるのに、私の記録が無いのは納得できない。当時は小さい子供がおり、病気になった時など健康保険で診てもらっているのに、厚生年金保険にも加入していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において勤務したとする A 社での業務内容に係る申立人の主張及び複数の元同僚の証言から判断して、申立人が申立期間のころに同社に在籍していたことは推認できる。

しかし、申立人から名前の挙がった同質性の高い元同僚 6 名（4 トントラックの運転手）のうち 4 名には同社における厚生年金保険の記録が確認できるが、残りの 2 名についての記録は確認できないことから、同社においては、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは考え難い。

また、同社については、現在、別会社に譲渡され、申立てに係る事実を確認できる関連資料は無く、当時の事業主は既に他界していることから供述を得ることはできなかった。

さらに、申立期間当時において、社会保険事務所で保管している A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、整理番号の欠番は無く、申立人の被保険者原票は確認できない。他方、社会保険事務所で保管している国民年金手帳記号番号払出簿及び被保険者台帳により、申立人及び申立人の妻は、

昭和 52 年 1 月 10 日に国民年金の加入手続を行い、その時点において納付が可能であった当該申立期間の一部である 49 年 10 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料をさかのぼって納付していることが確認できる。

加えて、申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、このことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年10月2日から31年4月10日まで
A社(社名変更により、現在はB社)で働いていた期間のうち、昭和30年10月から31年4月の半年間被保険者記録が無いとのことだが、この間も継続して働いていたので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同時期に在籍していた複数の元同僚の、申立人は、申立期間中も継続して働いていたとする証言から、申立期間において、申立人はA社に在籍していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所で保管している同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人は昭和30年10月2日に資格喪失し、健康保険証を返納したこと、及び31年4月10日に再び資格取得していることが確認できるとともに、当該名簿の申立期間前後の健康保険整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものは考え難く、訂正された形跡も見受けられないことから社会保険事務所の記録に不自然さも認められない。

また、申立期間当時において、申立人は同社の取締役、申立人の兄は代表取締役として両人は会社の経営に関わる立場であったところ、両人の厚生年金保険の資格記録をみると、資格喪失日が同じ昭和30年10月2日であることが確認できることから、何らかの理由により、同社が両人の資格喪失の手続を行ったものと考えられる。

さらに、B社の担当者は、「申立期間当時の書類は廃棄しているが、通常は資格喪失後も保険料を控除しているとは思えない。」と証言している。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料は無く、ほかに申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年8月1日から34年5月21日まで

私は、昭和24年8月から34年5月までA社に勤めていた。脱退手当金が支給済みとなっているが、会社から脱退手当金の説明も無く、受け取った覚えも無い。退職後、自営の主人と結婚した際、経費の工面に苦勞したので、受け取ってれば覚えているはずなので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日である昭和34年5月21日の前後2年以内に資格を喪失した女性の被保険者31名の社会保険庁の記録を確認したところ、14名に脱退手当金の支給記録があり、14名全員については、資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定が行われている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、資格喪失日から約3か月後に支給決定されている申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約3か月後の昭和34年9月3日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 7 月 1 日から 11 年 1 月 31 日まで
代表取締役として勤務していたA社における被保険者期間のうち、申立期間についての標準報酬月額が、在職時の報酬額と相違していた。標準報酬月額の訂正を申立てます。

第3 委員会の判断の理由

A社は、社会保険庁の記録によると、平成 11 年 1 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、その後、社会保険事務所へ全喪の届出が行われた同年 2 月 4 日に、申立人の 10 年 7 月の標準報酬月額が 30 万円から 9 万 8,000 円に、同年 8 月から同年 12 月までの標準報酬月額が 50 万円から 9 万 8,000 円に、それぞれ遡及して減額訂正されたことが確認できる。

一方、A社の登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時に同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、社会保険料の滞納は無かったと主張しているが、社会保険事務所では当該事業所に係る滞納処分票を既に廃棄していることから、申立期間当時の保険料の滞納の有無を確認することはできない。しかし、仮に保険料の滞納が無かったとした場合、標準報酬月額の訂正により納付済み保険料の還付があるはずであるが、社会保険庁のオンライン記録に還付に係る記録は無く、申立人も「還付された記憶は無い。」としており、申立人の滞納は無かったという主張には不自然さが認められる。

さらに、申立人は、このような遡及訂正の手続を行った記憶が無いとしており、同社では、取締役を務めていた申立人の妻又は委託先の税理士が社会保険事務所への届出等の業務を行っていたとしているが、事業主である申立人に何らの相談もなく独断で当該業務を行ったとは考え難く、代表取締役で

ある申立人が当該標準報酬の訂正の届出を知り得る立場になかったとは認め難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、同社の代表取締役として、当該行為の結果である訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日に係る記録の訂正については、認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年5月4日から54年7月2日まで

B団地の造成工事を下請するに当たり、社会保険等に加入している法人であることが必要であるとの話を聞き、昭和51年5月4日付けでA社を登記し、健康保険厚生年金保険新規適用届を自分で記入の上、社会保険事務所に提出した。B団地の造成の仕事を受注したい目的で、51年5月に厚生年金保険に加入したのであって、記録にある54年7月には、もう工事が終了している。法人登記した時から厚生年金保険を適用していたので、記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が事業主であるC社は、昭和35年から土木建築業を営み、商業登記簿謄本によると、51年5月4日に法人登記し、登記簿の役員欄に申立人夫婦の名前が記載されていることが確認できる。

しかし、社会保険事務所が保管している事業所記号払出簿を見ると、「健保記号」は欠番なく配列され、A社の新規適用年月日は、昭和54年7月2日であることが確認でき、この新規適用年月日より前に、同社が新規適用届を提出した形跡は見当たらない上、申立人の被保険者原票でも、申立人の資格取得日は、54年7月2日であることが確認できる。

また、申立人は、申立期間について、国民年金の被保険者として国民年金保険料を納付していることが確認できる上、申立人の住所地であるD市役所が保管している国民年金被保険者名簿には、国民年金の被保険者資格を喪失した日が、昭和54年7月2日と記載されており、これは、A社が社会保険を新規適用し、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した日と同日となっており、行政の記録管理に不自然なところはみられない。

さらに、申立人は、新規適用届を自分で記入し社会保険事務所に届け出たとしているが、この当時の関係書類は保存年限を経過しその所在の有無を確認することができず、また、厚生年金保険料を事業主である申立人が給与から控除し、毎月納付していた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

加えて、申立人は、B団地の造成工事を受注するために厚生年金保険に加入したとしているところ、組合施行による土地区画整理事業によってB団地の造成工事が行われていたことは確認できるが、当該造成工事を受注するに当たって、下請業者も厚生年金保険の適用事業所であることを必要としていたかどうかについては、発注した土地区画整理組合は既に解散し、元請事業者の関係者の所在は不明であることから、これを確認することができない上、関係行政機関では、当時、元請け業者が下請け業者の厚生年金保険の適用状況まで確認していたかどうか疑問であり、必ずしも厚生年金保険の加入を義務付けしていなかったようであるとしている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人のA社における資格取得日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年5月4日から54年7月2日まで

A団地の造成工事を下請するに当たり、社会保険等に加入している法人であることが必要であるとの話を夫が聞き、昭和51年5月4日付けでB社を登記し、健康保険厚生年金保険新規適用届を夫が自分で記入の上、社会保険事務所に提出した。A団地の造成の仕事を受注したい目的で、51年5月に厚生年金保険に加入したのであって、記録にある54年7月には、もう工事が終了している。法人登記した時から厚生年金保険を適用していたので、記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が事業主であるC社は、昭和35年から土木建築業を営み、商業登記簿謄本によると、51年5月4日に法人登記し、登記簿の役員欄に申立人夫婦の名前が記載されていることが確認できる。

しかし、社会保険事務所が保管している事業所記号払出簿を見ると、「健保記号」は欠番なく配列されており、B社の新規適用年月日は、昭和54年7月2日であることが確認でき、この新規適用年月日より前に、同社が新規適用届を提出した形跡は見当たらない上、申立人の被保険者原票でも、申立人の資格取得日は、54年7月2日であることが確認できる。

また、申立人は、申立期間について、国民年金の被保険者として国民年金保険料を納付していることが確認できる上、申立人の住所地であるD市役所が保管している国民年金被保険者名簿には、国民年金の被保険者資格を喪失した日が、昭和54年7月2日と記載されており、これは、B社が社会保険を新規適用し、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した日と同日となっており、行政の記録管理に不自然なところはみられない。

さらに、事業主である申立人の夫は、新規適用届を自分で記入し社会保険事務所に届け出たとしているが、この当時の関係書類は保存年限を経過しその所在の有無を確認することができず、また、厚生年金保険料を事業主である夫が給与から控除し、毎月納付していた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

加えて、申立人の夫は、A団地の造成工事を受注するために厚生年金保険に加入したとしているところ、組合施行による土地区画整理事業によってA団地の造成工事が行われていたことは確認できるが、当該造成工事を受注するに当たって、下請業者も厚生年金保険の適用事業所であることを必要としていたかどうかについては、発注した土地区画整理組合は既に解散し、元請事業者の関係者の所在は不明であることから、これを確認することができない上、関係行政機関では、当時、元請け業者が下請け業者の厚生年金保険の適用状況まで確認していたかどうか疑問であり、必ずしも厚生年金保険の加入を義務付けしていなかったようであるとしている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 20 日から 38 年 12 月 21 日まで
私は、昭和 32 年 3 月から 38 年 12 月まで A 社で勤務した。B 県から 10 数名で集団就職し、同時期に勤務した方の中には脱退手当金を受けた方もいるようですが、私は受け取っていない。失業保険を受給して別の会社へ就職した。脱退手当金は受け取った覚えが無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 38 年 12 月 21 日の前後の 35 年 8 月から 39 年 4 月までの間に資格を喪失した女性被保険者 18 名のうち、受給権のある 14 名全員に脱退手当金の支給記録があり、そのうち 10 名については資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定が行われていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 3 か月後の昭和 39 年 4 月 4 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。